

<前回>ヨーロッパ世界の拡大とキリスト教1

(1) 大航海時代とヨーロッパ覇権

1. 大航海時代 (15世紀～17世紀):

- ・イベリア半島の再キリスト教化 (レコンキスタの完成、13世紀までに)

海洋帝国ポルトガルとスペインによる世界分割

1492年: コロンブスのアメリカ大陸到着

1493年: 教皇子午線 (教皇境界線) を設定

東をポルトガル、西をスペインが領有。

1494年: トルデシヤス条約で分界線を西経46度37分に変更 (18世紀には無効化)

- ・スペインがアメリカ大陸の大部分を、ポルトガルがブラジルを領有

- ・カトリックの世界宣教と列強の世界戦略の一体化

- ・17世紀は、オランダとイギリスへ。

2. 世界の情報がヨーロッパへもたらされる。

多様な宗教の存在 → 宗教としてのキリスト教、キリスト教の立場からの宗教概念

キリスト教の近代的自己理解

一神教/多神教

実定宗教に対する自然宗教 (人間の自然本性に基づく。啓蒙的合理主義)

(2) 対抗宗教改革とイエズス会

3. 対抗宗教改革 (カトリック改革)・トリエント公会議 (1545～1563年)

- ・中世の神学、慣習の確認=近代化の前提

4. イエズス会、「教皇の精鋭部隊」の創設 (1534年。正式な認可は1540年)

イグナチオ・デ・ロヨラ (1491-1556) ら

高等教育を中心とした教育活動と社会正義事業

5. 17世紀: ヨーロッパ諸国が絶対王政のもとでナショナリズムを強める。

国民国家の枠を超えるイエズス会の活動と対立。

7. イエズス会世界宣教の基本方針としての「適応主義」

宣教地の文化や言語を学び、現地の宗教的文化的状況に適応した宣教方針。

↓

軋轢: ほかの修道会との間に (中国での典礼論争など)。インディオを保護しようとする

イエズス会員はスペインとポルトガルの奴隷商人およびそこから利権を得る政府

高官に目障り→ポルトガルによるイエズス会迫害

(3) キリスト教宣教の両義性

9. 西欧キリスト教世界の優越性

近代的国民国家と植民地主義 → キリスト教宣教における素朴な絶対主義

19世紀型の宣教方針

10. 西欧近代文明の伝播と非西欧における西欧近代文明のさらなる展開の可能性

グローバル化の意味。

非西欧諸地域の西欧近代文明に基づく西欧の凌駕?

西欧キリスト教に対しても妥当する?

(4) アフリカとキリスト教

11. サハラ以北: 古代からの連続性

12. サハラ以南: 15世紀以降の二つの波。

- ・ポルトガルの支配下でのキリスト教の導入 (15世紀。第一の波)

東アフリカ宣教はイスラムとの抗争によって後退。

西アフリカ宣教はポルトガルとスペインによる奴隷貿易の基地になったことより停滞

- ・ 17世紀からはじまり、本格的には18世紀以降。「キリスト教宣教と奴隷貿易の二つの動機の混合」、「宗教と公共政策との間に密接な連関」→奴隷廃止の運動へ（19世紀）。

- ・ 19世紀のアフリカ宣教は本格的に進展（第二の波）

↓

20世紀、アフリカのキリスト教が爆発的に展開する。

13. 多様性、しかし一つのアフリカ大陸：

- ・ サハラ以北以南の線引きは、西欧的・イデオロギー的。「他者としてのアフリカ」。「地理的また歴史的に一体化した大陸は多くのもの共有している」（ヌゴング（David Tonghou Ngong）、2）。

4. 17世紀イギリスとキリスト教思想

(0) 啓蒙的近代とその意義

1. 近代とは：社会システム変動が現実性全般に及ぶプロセス

キリスト教の普遍性あるいは合理性に対する根本的な問題提起

社会統合の原理がキリスト教から次第に分離し、キリスト教の地位が相対的に

低下する。キリスト教会→国民国家、神学→哲学→科学

2. カント「啓蒙とは何か」（『啓蒙とは何か』岩波文庫）

「啓蒙とは、人間が自分の未成年状態から抜けでることである、ところでこの状態は、人間がみずから招いたものであるから、彼自身にその責めがある。未成年とは、他人の指導がなければ、自分自身の悟性を使用し得ない状態である」、「他人の指導がなくても自分自身の悟性を敢えて使用しようとする決意と勇気を欠く」、「それだから「敢えて賢かれ！（Sapere aude）」、「自分自身の悟性を使用する勇気をもて！」——これがすなわち啓蒙の標語である」（7）、「人間の根本的な考え方の真の革命」、「自分の理性をあらゆる点で公的に使用する自由」（10）、「啓蒙を進歩せしめることこそ、人間性の根源的本分だからである」（14）、「宗教上の事柄に関して何ひとつ国民に指図することなく、むしろこれらの事については彼等に完全な自由を与えることを義務と見なし、そのような言明を彼自身の尊厳にふさわしからぬものと認めないような君主」、「自由の精神」（17）、「啓蒙の重点を主として宗教に関する事柄に置いた」（18）

3. 啓蒙主義とは？（ジャンタル・ムフ『政治的なるものの再興』千葉眞他訳、日本経済評論社）

- ・ 「啓蒙の抽象的普遍主義、社会的全体性に関する本質主義的構想、単一の主体の神話」「啓蒙の認識論的視座」「自己の基礎づけにかかわる啓蒙のプロジェクト」

- ・ 「万人の平等と自由とを成就していった近代の政治的プロジェクト」

Alister McGrath, *The Open Secret. A New Vision for Natural Theology*, Blackwell, 2008.

7. A Dead End? Enlightenment Approaches to Natural Theology. pp.140-170.

4. 啓蒙主義の思想的特徴：ティリッヒ『キリスト教思想史II』（別巻三、白水社）。

「神は世界を造ったが、今や世界は自己自身の法則に従う。神はもはや干渉しない。干渉はすべて計算可能性の喪失を意味する。このような干渉は受け容れがたいものであり、それゆえあらゆる特殊啓示は否定される必要がある」（68）、「地獄の恐怖も排除された」（69）、「恵みと同様、有限性、絶望、不安といった実存的要素も除かれた」、「残るものは、

道徳的要素、しかも、ブルジョワ的な正義と安定という角度から見られた道徳である。靈魂不滅の信仰も残る。それは、死後も進歩改善を続ける人間の能力を意味していた。」(70)

↓

理神論

(1) イギリス宗教改革

1. 17世紀の社会的精神的状況：混乱の世紀17世紀 → 近代へ
 - ・ヘンリ8世の宗教改革以降：イギリス国教会、カトリック、ピューリタン
1534（首長令） / 1547-53（エドワード6世） / 1553-58（メアリー女王）
/ 1558-1603（エリザベス1世）
 - ・ピューリタン革命(1642-49)、王政復古(1660)、名誉革命(1688)
 - ・封建制、新興ブルジョワジーと市場経済、伝統的な価値観・倫理観の混乱
(どん欲で金権主義的なブルジョワジー)
 - ・科学革命
2. ヘンリ8世（イングランド教会の地上における唯一の最高の首長）→エドワード6世（共通祈禱書）→メアリの反動改革（53～58）
→エリザベス：国教会の確立（教義面・プロテスタント的+教会制度・カトリック的）
= middle way or halfway? Via Media
3. イギリスの宗教改革の特徴とピューリタン
 - ・上からの宗教改革、中道あるいは中途半端
 - ・ピューリタン諸派：長老派、独立派、第五王国派
独立派・分離派（長老派に対して信仰の自由を要求）
平等派（成年男子の普通選挙権の要求）
4. ピューリタン（pure church）とりしまり法→チャームズ(25～49)：独裁制*ロード体制→ピューリタン革命(1642～49)：議会の分裂（王党派と議会派・トルミーの反主教同盟）、独立派の権力掌握→ジェームズ1世の処刑(49)→クロムウェル(～58)・共和制(49～60)→チャールズ2世(1660/5～)と王政復古：
クラレンドン法典(1661/自治体法、62/礼拝統一法、63/秘密集會法、64/5マイル法)、
審査法(1673)
→名誉革命(1688)→89/宗教寛容法

(2) リンゼイ・テーゼ

5. 民主主義（イギリス→アメリカ）：
主権在民、基本的人権、政教分離、代議制→共和制
6. リンゼイ（Alexander Dunlop Lindsay, 1879～1952）・テーゼ：
「ピューリタニズム→イギリス・デモクラシー」
7. ピューリタニズム（宗教的精神性・意味根拠）と民主主義（意味世界）
8. <パトニー討論(1647/10/28-11/1)>
 - ・近代民主主義の母体としてのピューリタンの教会會議
 - ・ニュー・モデル軍の総司令部が置かれていたロンドン南西部のパトニーという小さな町で開催された軍総評議會での、1647年10月28、29日、11月1日の討論の総称。
国教会／分離派（独立会衆派教会など）
長老派、会衆派、レヴェラーズ

右派、中道右派、中道左派、左派

9. ニュー・モデル軍：1645年2月の「ニュー・モデル条令」と4月の「辞退条令」によって、編成された。従来議会の主力三部隊（エセックス軍、東部連合軍、西部軍）とを同一の指揮系統に統合する。クロムウェルの率いる「鉄騎兵」が持つ「聖徒の軍隊」としての性格がニュー・モデル軍全体の統一原理へと昇華。

10. レヴェラーズ（平等派）—レインバラ大佐

1645年頃に現れる。主にロンドンとその周辺の都市部で小親方、徒弟、手工業者、店舗経営者などを支持基盤に、署名・請願運動や政治トラクトの出版を行う。その主張は宗教的寛容、法制度改革、言論・出版の自由、独占批判などに及ぶが、それらを「生得権」ないし「自然権」として説く。自然法に基づく自己保存と抵抗権の主張。

『人民協約』（An Agreement of the People、1647年11月3日）

11. ピューリタンの軍会議

(1) 同意の原理：神の前の平等 → 人権 → 普通選挙権

レヴェラーズ（水平派）—レインボロー大佐

(2) 討論の原理：いかにして「神の意志」を発見するのか

意見の不一致、多様な意見の存在と、相互批判の容認（代議制・公認された反対政党の存在を承認）→民主的で自由な討論→合意→神の意志

神の意志の発見に関する寄与、相補性

(3) 集いの精神 (the sense of the meeting)：神によって集められた契約共同体

システムを支える精神性、責任ある個人・共に生きる個人

cf. 規模の拡大→腐敗

12. 宗教改革の万人祭司・キリスト教の集会の経験 → 民主主義の基盤

ルターの万人祭司論→平等な人権→同意に基づく政治＝民主主義→普通選挙権

「神の前」において←→現実

13. 自由な討論を保障するシステム→政教分離の原則、市民社会の宗教の原則

(3) 宗教的寛容、寛容論から人権論へ

14. チャールズ2世(1660/5～)と王政復古：国王を首長とする主教制の国教会制の復活→長老派と独立派の弾圧→クラレンドン法典(1661/自治体法—自治体の役職につこうとするものに、国王への忠誠と国教会の sacrament を受けることを強制する、62/礼拝統一法（聖職者に共通祈禱書への同意を強制）、63/秘密集会法（国教会の定めによらない宗教会議を禁止）、64/5マイル法（国王への忠誠誓約を拒否し、違法で集会で説教した聖職者を自治市から5マイル以遠に追放）、審査法(1673/非国教徒の公職追放)→国王・議会・非国教徒のみつどもえの戦い→名誉革命(1688)→89/宗教寛容法（5マイル法と秘密集会法の廃止、非国教徒の教会の公認）→事実上は複数教会制→自治体法・審査法の廃止(1828)

信教の自由は基本的人権の核心に属する。

15. クエーカー救済法(1696)、カトリック救済法(1778)、カトリック解放法(1829,選挙権・非選挙権)、教会税の強制課税の廃止(1868)、ユダヤ人無資格撤廃法(1858)

16. ここで注目すべき点は、宗教的寛容＝信教の自由が、国教会の一元的支配を克服する長い非国教徒の努力のプロセスにおいて獲得されたことである。長老派も絶対王政のもとでの説教の自由・聖書研究の自由を主張したが、ピューリタン革命において長老派に対して信仰の自由を要求したのは独立派や分離派であった（ミルトン）

人民協定(47)。平等派（成年男子の普通選挙権の要求）。

17. 宗教的寛容と政教分離

ロックの寛容論へと結実する。ロックは1660年の王政復古においては独立派に反対して、教会の儀式に対して政府は秩序の維持を理由に干渉しても良いと主張した。しかしクラレンドン法によって非国教徒への迫害が制度化すると、ロックは考えを改めて「寛容」の必要を説くようになる。『寛容についての試論』『寛容についての手紙』

↓

属地主義の克服：近世から近代へ。人権論・自由教会

(4) アメリカの場合

19. 北アメリカにおけるイギリスの植民地経営。

メイフラワー号・伝承：「信教の自由」の象徴的意味

20. ニューイングランド（イギリスの13植民地の中で北部に位置する、プリマス植民地を含む植民地群）の宗教制度：「公定教会制」→

属地主義的・社会秩序の安定性という視点

行政組織（市民政府）は教会内の論争・紛争に公職の立場から干渉することはなく、聖職者（牧師）が政治的な公職に就くことはない。しかし、市民政府は人間の罪に起因する異端や犯罪から公共の秩序を守り、神との契約を履行しキリスト教を擁護する義務を負っている。つまり、政府と教会は協力して神の法に従わねばならず、市民社会（タウン）に属する人々は教会員でなくとも教会財政を維持する役割を担っていると考えられた。

ニューイングランドで尊重されたのは、信仰の自由を求めてイギリスから入植した自分たちの信仰なのであり、キューカーなどのほかの教派や無神論者の権利ではなかった。

21. 個人＝市民は公定教会以外の宗教を選択する自由を有していない。

22. 公定教会制に対する信教の自由の立場からの批判。

ロジャー・ウィリアムズら。ウィリアム・ペンの実験（フィラデルフィア）。

<引用>

大澤麦・澁谷浩編訳『デモクラシーにおける討論の生誕——ピューリタン革命における「パトニー討論」』（聖学院大学出版会）

1. クロムウェル（討論第一日）

「しかし、実際、私が言及したいのは、次のことにほかならない。すなわち、私が主の御前において心から確認しているごとく、我々を一つに統合することに、[そして、]神が遂行を望んでいると我々に開示されていることに資すること、がそれである。そして、そういう心でここに会しておらず、自分はそういうことに味方するものではないと敢えて口にする者、私はそういう者はペテン師なのではないかと思う」、「我々は良いことを主張するだけでは足りぬ」（86）

2. アイアトン（討論第一日）

「我々は契約を守るべきだというかの原理を君たちが定め[置く]ことをしないならば、人元は事物に対するいかなる権利を持つというのか。君たちが自然法のみを訴えるつもりであっても、自然法によっては、君たちも私も、この土地にしてもその他すべてのものにしても権利を持つことはできないのである。私は、生計のためのものや自分の欲求を満たすために望むものを獲得する権利を持っている。君たちだってそうだ。しかし、あるものを共

有するしないについて、人間の間が存在すると私が解している全権利の基礎は次のことである。すなわち、我々はある契約の下にあり、ある協約の下にあるというのがそれである、「その[協約は]、平和の保全とこの法の維持とを目的に我々の間で同意を与えたかの一般的性格の権威へ服従することで、[土地]の所有権、収益権、処分権を当人が享受し所有するというものなのである。」(119-120)

3. レインバラ (討論第二日)

「私は、それに契約した人々が[含まれる]ことを望んでいる。というのも、イングランドで最も貧しい人といえども、最も大いなる人と同様に、生きるべき生命を持っていると本当に思うからである。それゆえ、実際のところ、よろしいか、ある政体の下で生きねばならぬ者は誰であれ、まず自分自身の同意によって我が身のある政体の下に置くべきだということは明確だと思われる。それに、イングランドの最も貧しい人でも、厳密な意味では、我が身をその下に置くための投票権を持たされていない政体になど、少しも縛られはしないのではなかろうか。」(176)

<参考文献>

0. 平凡社ライブラリー／上智大学中世思想研究所編訳・監修『キリスト教史』5-11巻。
栗林輝夫・西原廉太・水谷誠『総説 キリスト教史3 近現代編』日本キリスト教団出版局、2007年。
高柳俊一・松本宣郎編『キリスト教の歴史2 宗教改革以降』山川出版社、2009年。
1. 芦名定道・小原克博『キリスト教と現代 終末思想の歴史的展開』世界思想社。
2. リンゼイ『民主主義の本質』『自由の精神』未来社。
3. 大木英夫『ピューリタン』中公新書、『新しい共同体の倫理学 基礎論 上下』教文館。
4. 浜林正夫『イギリス宗教史』大月書店。
5. クリストファー・ヒル『十七世紀イギリスの宗教と政治』法政大学出版局。
6. 永岡薫編『イギリス・デモクラシーの擁護者 A.D.リンゼイ——その人と思想』聖学院大学出版会。
7. 近藤勝彦『デモクラシーの神学思想——自由の伝統とプロテスタンティズム』教文館。
8. 今岡恒夫他『近代ヨーロッパの探究③ 教会』ミネルヴァ書房。
9. 山田園子『イギリス革命の宗教思想』御茶の水書房。
10. 森本あんり『アメリカ・キリスト教史——理念によって建てられた国の軌跡』新教出版社、『アメリカ的理念の身体——寛容と良心・政教分離・信教の自由をめぐる歴史の実験の軌跡』創文社。
11. 芦名定道「インターリュード(5)——宗教的寛容と不寛容なリスク世界」(『福音と世界』2018.2、新教出版社)。
「近現代」(土井健司編『1冊でわかるキリスト教史』日本キリスト教団出版局、2018年)。